

## **(参考) 不正改造車排除に向けた取り組みの現状**

近年、自動車の不正改造による交通事故及び排出ガス、騒音等の環境悪化が深刻な社会問題となっていることから、国土交通省においては、以下のような対策を行っています。

### 1. 「不正改造車を排除する運動」による指導・啓発活動

自動車の製造、販売、整備、使用に係る31の団体が参加している不正改造防止推進協議会の協力を得つつ、毎年6月頃を重点実施期間として「不正改造車を排除する運動」を実施しています。

この運動では、自動車使用者及び関係事業者等に対する不正改造防止に係る普及・啓発活動を実施しています。

### 2. 街頭検査による整備命令の交付

「不正改造車を排除する運動」の重点実施期間や年末の“初日の出暴走族”の取り締まりなどにおいて街頭検査を実施し、不正改造車に対しては道路運送車両法に基づく整備命令を交付し、保安基準に適合するように整備すべきことを命じています。

### 3. 「不正改造110番」等に寄せられた情報による立入調査

陸運支局に設置する「不正改造車110番」等に寄せられた情報や整備命令を交付した自動車の使用者からの情報により、不正改造を行っている事業者への立入調査等を実施しています。